

●議長（小林幸雄） それでは、会議を再開いたします。

通告の 2 森山木の実議員。

- 1 町の公共交通について
- 2 民間賃貸住宅建設補助金について

議席番号 9 番・森山木の実議員。

◆ 9 番（森山木の実） おはようございます。今日は二十四節気の中の一つ、大雪（タイセツ）、まあ大雪（オオユキ）って書くんですけど、大雪（タイセツ）だそうです。いよいよ冬本番に近づいてきましたが、除雪を含めて安全に過ごせますようお願いしております。

議席番号 9 番・森山木の実です。

今日は「民間賃貸住宅建設補助金について」、それから「町の公共交通について」の二点、質問いたします。

時間配分の都合で順番を入れ替えて、「民間賃貸住宅建設補助金について」を先に質問させていただきたいと思います。

この民間賃貸住宅建設補助金について、私なりにちょっと経過を話しますと、まず私が知りましたのはですね、29 年度当初予算に、民間賃貸住宅建設補助金として 1300 万円が計上されました。これは民間業者が、集合住宅ですね、アパートなどを建てる場合、申請すれば、町内業者なら 1 平米につき 3 万 5 千円、町外業者なら 1 平米につき 3 万円の補助金を町が交付するというものです。条件がいろいろありまして、例えば木材は町内産材を使用することなど、そういう条件があるわけです。この、若者向けの町営住宅の入居条件から外れる単身者というのが、町に割といらっしやいまして、そういう方も民間賃貸住宅なら入れる、それから自立を図る障害者の人にとっても、大変いい事業だと思って、私も賛成したわけです。

4 月にその交付金の要綱を定めて、「町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図るために、町内に賃貸住宅を建設する方に対し、補助金を交付いたします」という趣旨で、ホームページや広報しなの、それからチラシなどで募集を始めたわけですね。

10 月初めくらいでしたか、柏原信号近くの町有地、これ住所は柏原 86-1 ですが、そこに重機、杭（くい）打ち機などが入りまして、道路側に看板が立ちました。そこに「民間住宅新築工事」とか、建設会社の名前などが書いてありました。

これは後日、看板にブルーシートが掛かっていまして、事業名も名前も見えなくなってしまっていたんですが、それまではしっかり見えていたわけです。町有地で民間の業者が何か建設を始めるんだなど、その頃は漠然と考えていまして、じゃあ町有地だから土地を借りたのかしら、などと思っていたところ、先ほど言いました、翌々日くらいに看板にブルーシートが掛けられまして、それでもまあ、何か重機は動いている、穴も掘

っている。私としては何かあったのかな、おかしいなと疑問が湧いてきたわけです。またその頃から、その土地の近所の方々や 18 号をよく通る方から、「あそこはどうなっているんだ」、「あそこの土地は町が寄附された所でしょう、町有地でしょう」という声が私のところにも寄せられるようになりました。この土地については、個人が町に寄附をして、今は町有地になっているんですね。それを知っている人はたくさんいるんです。町有地で一体何をやっているのかなということを知りたいという声が結構寄せられたわけです。

それともう一つです。看板にある設計業者の名前を見て、その業者さんと町長との関係で、つまり町有地で事業を始めた業者が、町長の後援会の会長だということで、心配した住民が「町の土地でこういうのって、大丈夫なのか」と電話をくれたこともあります。まあブルーシートが掛かったまま工事してていいのかという声もありました。

ここまでが、私の知っている経緯です。町の皆さんの中には、事実とはかなり違う認識の方もおられましたし、民間賃貸住宅の建設補助金のことを知っている人がほとんどいなかったということもあって、私は、これはこの工事が補助金適用なのかどうかも含めまして、町の声を受けてくださった方々に正確な情報を伝えなければいけない、そうしないと、その住民は「どうしたんだ」と、住民の疑念が晴れないんじゃないかと思ひまして、思ったわけなんです。それで、町では過去にも疑念が起きるような問題が幾つか起きています。でも横川町長のもと、その町政運営に当たっては、町民から疑念など持たれてはいけないと思うんですね。私としても住民の声はスルーできませんし、正確な説明をしたいと思っています。

よって住民の疑問にきちんと答えていただくためにも、全協で説明はちょっとありましたけれども、この場で詳しい説明をいただきたいと思ひます。

まずは、町有地は、町と業者とで賃貸借契約を結んでありますね。そして今は賃貸借契約が解除されています。この、契約を結んでから解除されるまでの一連の経過について、11 月 13 日の全協ではざっと説明がありましたが、改めて詳しく説明をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） お答えさせていただきます。民間賃貸住宅の建設補助金については、今、森山議員さんが言われたとおりでございます。関係ある関係ないはともかくとしてですね、今その後の、町有地の賃貸借の関係についてのお話でございます。これは「普通財産」でして、数年前に個人の方から行政に、普通財産としてといただきますか、個人の方から町に御寄附をいただいたということでございます。町の中では「普通財産」という扱いをさせていただいているわけでございます。今、具体的に賃貸借契約、そしてまた解除に至るまでの経過について、疑念を抱かれないようにしっかりと説明をしないと、そういう質問かと思ひますので、この辺の流れについては担当課長の方からですね、お答えをさせていただきます。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） それでは経過でございますので担当課から経過等について御説明を申し上げたいと思います。

議員から御質問いただきました土地につきましては、27 年の 6 月に所有者の方から寄附申込書の提出がございました。その後 6 月中に、町としましても受領の決定をしたところでございます。その後 27 年の 7 月に、所有権移転登記が完了しまして、その後、町で、あのような市街地でありますので草刈り等の管理を継続して行ってきたところでございます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、当該土地につきましては、議員も御存じのとおり「普通財産」ということで、対する言葉としましては「行政財産」という言葉がありまして、これはもう行政目的が決まっております、その目的に使用する財産でございますが、普通財産ということでございまして、普通財産につきましては基本的には、その経済性をはっきりする中で町財政に資するというところで、それにつきましては売却であったり、賃貸借であったりと、活用の方法がございまして。

その中で、今年の 2 月、町内企業の事業所様の改修工事ということで、資材置場に貸し付けてもらいたいという申出がございまして、今年の 2 月から 9 月 15 日まで、町内企業の事務所様の改修工事の資材置場として貸付けをしましてまいっております。その賃借代につきましては、20 万 1463 円でございます。この賃借料の算定の基礎につきましては、信濃町財産に関する条例に規定がございまして、その規定に基づきまして計算を行ったところでございます。

普通財産という性格もございまして、担当課としましても、その企業の方にも継続して使っていただくようなことを御相談したところでございます。現状では間に合っているということで、その後 8 月になりますけれども、町の移住者支援サイトに賃貸の情報を掲示して、借りていただいたり、例えば移住で買っていただいたりしてですね、そこを活用していきたいということで、情報提供をしたところでございます。

29 年の 9 月 21 日でございますが、個人の方から普通財産貸付申請書が提出をされました。対象地につきましては大字柏原で、面積につきましては 546 平米でございます。使用目的につきましては賃貸住宅でございました。借受け希望期間につきましては、信濃町財務規則の規定に基づきまして、住宅建設に当たりましては民法、又は借地借家法の規定がございまして、1 回目の貸付につきましては 30 年間という期間が設定してございます。

29 年の 9 月 22 日、普通財産貸付協議書により、貸付決定を行っております。年額の賃貸借料につきましては、1 年間でございますので 32 万 9577 円となっております。

29 年の 9 月 29 日にその協議の貸付決定に基づきまして、町有財産の賃貸借契約の締結をしております。

その後、議員からもお話がありました解約に至る経過でございますが、29 年の 10 月 18 日にその方から電話にて契約解除を検討している旨の連絡がございました。同じく 10 月 27 日に口頭で解除の申出があり、10 月 30 日付で合意解約についてこちらの内部

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

決定する中で合意解約書を取り交わしております。

貸付から解約に至る経過につきましては、以上のとおりでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 町の契約というのがそんな簡単に、「解除します」、「はい、そうですか」というふうになるっていうのが、ちょっと信じられないんですけどね。この土地を貸すにはやっぱり理由が必要だったと思うんですが、その理由というのが、賃貸住宅を建てたいから、という、それだったわけですよ。ただどうして、その何ていうんですかね、あの土地を補助事業として、さっきの、「民間賃貸住宅建設補助金交付要綱に沿って、この賃貸住宅を建てられますよ」という話は、その業者は御存じだったんでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） その民間賃貸住宅の建設補助金の制度につきましては、先ほど議員からもお話がありましたとおり、この4月1日に補助要綱を策定、施行しまして、その後、商工会の皆様にはチラシを配布したり、ホームページ、広報等でも周知を図ってきたところでございますが、初めての補助金ということでありまして、何件か担当課の方にもお問合せ、補助制度についてのお問合せが来ております。その方についても、補助制度につきまして事前の内容のお問合せ等がありまして、お答えをしてきたところでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） そうしますと、この土地を貸すに当たっては、「この建設補助金を交付できますよ」と、あちらも認識していましたし、町もこれは「申請してくれば補助金、補助事業になるよ」ということは、町も認識していたわけですね。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、最終的なその内容につきましては、交付対象となるかにつきましては申請書確認した上でないと、それが交付対象となるかどうかの決定というのはできませんけれども、今回の普通財産貸付申請があった時点で、当該の方から事前の問合せがあったということもありまして、補助金を利用する可能性もあるということとは推測しておりました。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

◆ 9 番(森山木の実) 町の事業を進めていくということですよ。そういうことならば、特にこの補助金が絡んでくるということは、やっぱりあの土地を貸すことができるというのは、1社だけではなくて他の業者さんたちにも、あの土地を貸せますよということを知らせて、公募すべきではなかったかと思うんですね。もしかしたら、「あの土地が借りられるなら補助金も出ることだし、じゃあアパートを建ててみようかな」という業者さんもいたかもしれない。何でその借手手を公募しなかったのか、その1社とだけの話で進めたのか、教えてください。

● 議長(小林幸雄) 高橋総務課長。

■ 総務課長(高橋博司) 先ほど経過の中でも申し上げましたが、当該土地につきまして、今年の2月から9月まで、町内事業者様の改修工事の資材置場等でもお貸しをしてございました。その中で、今後も資産の有効活用を図るということもあわせて、ホームページで賃貸なり売却ができますよということは情報として流させていただいたところでございます。今回の事前の補助金制度の方の御相談に当たりまして、こういう土地がありますよということは、こちらからは申し上げておりませんので、そういう情報の中で御判断をされる方もいらっしゃるのかと思いますが、こちらからそれを条件的なものとして提示したということはありません。

● 議長(小林幸雄) 森山議員。

◆ 9 番(森山木の実) もちろん、あの土地に注目して、補助事業、補助金も出ることだし、ということで、貸してちょうだいと言ってきたのは1社だけだったかもしれませんが、この場合、この1社ですね、先ほども言っていますがこの1社が、ちょっと町民の関心を引いているということで、この場合、慎重の上にも慎重に、ものごとを進めるべきではなかったと思うんです。不公平感も否めませんが、町有地というのは町民の財産でもありますよね。行政運営に当たっては、不公平じゃなく、公平性という点で慎重な配慮が必要だったのではないのでしょうか。どう思われますか、町長。

● 議長(小林幸雄) 横川町長。

■ 町長(横川正知) ものごとを慎重に、というのは当然のことだと思うんですね。私どもは、やっぱり与えられた法律に基づき、そして条例に基づき、規則に基づき、そういうことを基本としてやっているということでございます。

● 議長(小林幸雄) 森山議員。

◆ 9 番(森山木の実) そうなんです。それも公平ということですよ、その法令に基づいて、ものごとを進めていくというのは、だけど、ということなんです。だけど、配慮

が必要だったのではないかと考えています。やっぱり、他の業者も参入がもっとできるように広く周知させて、その中で選んだのが、その業者さんだったとしたら誰もそんなことは思わなかったんでしょうけれども、それと町の人たちの疑問の声はそちらに、行政の方に届いていないのかもしれないんですけども、もっとちゃんと説明するべきだったんじゃないかなと思います。

さて、では、その契約解除に当たって電話と口頭で申出があったということでしたが、その点例えば、「何ですか」というのは、町は聞かなかったわけですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） その解約の理由については、その方については確認をしておりません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 町の、要綱というか、その補助金交付の要綱に基づいて補助金対象の、補助金交付の対象として貸したんですから、町も当事者だと思うんですね、これ。町の契約がそんなに軽いものなんでしょうかね。相手が「解約したい」と言ったら「はい、そうですか」と、こう簡単に受けてしまう、これ、事業がせつかく始まる、始まりかけたところですよ。4月に募集を開始してから、ずっとこの事業がなくて、何とかこの補助事業第一号と、下でも言われていたわけですから。下というのは1階の役場です。で、補助事業第一号と言われていたわけです。この事業を、つまり土地の賃貸借契約を解除するという事は、「この補助金事業もやめちゃうよ」ということですよ。「交付申請しないよ」と。せつかくの事業が始まろうとしていたのに、それもなくなっちゃうよということでしたよね。それを「はい、そうですか」と簡単に受けてしまったとは思えないです。この間、何かちゃんと話合いを持ったのか。例えばこの業者さんとの賃貸借契約書の第17条、借りる方が契約期間内でも賃貸借の解約を申し入れることができる、これはありますね。その場合は町に対して事前に協議しなければならないと書いてあるんです。これは、どんな協議をしたんでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） まず前段のお話でございますが、今回この件につきましては、賃貸借契約から解約までの経過がございますけれども、現時点、その時点もですね、補助金の交付申請というものはされておりません。こちらの方にアクションがありましたものについては、事前の制度の御相談、お問合せ等はありませんでしたが、交付申請を必ずするという事での御相談というのは受けておりません。そういう中で、様々な事業者様であったり、個人の方の御事情もあろうかと思っておりますけれども、今回の協議につきましては、解約されたいということで、それ以上の、補助金ということとは一体では

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

ございませんので、確認をしてございません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 補助金絡みじゃなくても、この賃貸借契約書の第 17 条で協議しなければならぬと書いてあるので、その賃貸借契約解除についてどんな協議が行われたのかということ聞いています。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） その協議につきまして、電話と口頭等で解約をしたいという御相談がありましたので、それについてこちらでも認めるということで協議が整っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 「解約したい」、「はい認めます」、これって協議だと、私あんまり思わないんですね。「どうしてですか」の一言ぐらい聞いたんじゃないんですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 賃貸住宅の建設という主要目的でございます。それぞれ、それなりの御事情があって、賃貸借契約の申込みをされたと思いますし、解約の申込みもされたと思います。今回の賃貸借契約の解除に当たりましては、その理由まで踏み込むということは控えさせていただいたというところでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 町の契約って、そういうものかなと思うんですけども、「借りたいんです」「はい、そうですか」、「解約したいんです」「はい、そうですか」、「事情がありますから」「はい、わかりました」。ちゃんと事情を、ちゃんと普通、説明を聞くんですね。何かちょっと不自然な感じはします。例えば何か、建築確認が下りる、建築許可が下りる前に工事しちゃってまずったな、ちょっと町の人から言われちゃったな、とか、そういうこともなかったですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■ 総務課長（高橋博司） そういうお話はございませんでした。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） じゃあ、解約の合意に至った決定的な理由というのがないわけですね。全然理由も聞いていないと。町の契約、私、びっくりしちゃったんですけども、ちゃんと私、理由ぐらいは聞くかなと思っていましたね。

私、今回のこの問題というのは二つあると思っていますですね。

町民の声からなんですけれども、町の人からの声が「何で町有地でブルーシートが掛かったまま工事しているのか」という声と、もう一つ先ほども言いましたけれども、「町有地で、町の土地で、何で町長の後援会の会長が何かやっているのか」という声が聞こえてくるわけです。

で、この例えばその町有地で工事をしているというのは、これは業者の問題ですけども、やっぱりさっきから言っているように、やっぱり業者と町の関係というのが、きちんとした説明を要すると思うんですよね。

あの土地を貸すときにも、賃貸のことですけども、賃貸契約を結ぶときに、「協議書」が回っていますよね、担当者間で。それと解除のときも「伺い」というのが回っていますね。それに、いちいちポンポン判子をつくだけで、何か意見は出なかったんでしょうか。あの補助金の対象になるよという話があって、皆さん判子を押したのか、あの補助金の対象にはまだわからないよということで、それでも判子押しちゃったのか。で、補助金の対象になるなと思っていたら、何か意見は出なかったんでしょうかね、その協議書などが回るときに。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 普通財産貸付協議書につきましては、財務規則に様式が定められております。その中で回覧、確認経由し最後に町長が決裁することとなっております。これにつきましては補助金の申請、交付申請がない段階でありますので、その前提としての書類とはなっておりませんので、飽くまで普通財産の貸付協議という形の協議の回覧をしてございます。

また解約につきましては、財務規則に特に定めがありませんので、総務課で起案をしまして町長の決裁を受けております。

そういう中で町長の決裁を受ける段階におきまして、私の方から、その方から事前に補助金の制度についてのお問合せがありましたということは申し添えて、この貸付協議、貸付の決定に当たっては交付申請される可能性がありますということは伝える中で、決裁を受けております。また、回覧の中では慎重にするよという意見を担当からも話がありましたので、契約の内容も法令等に照らし合わせまして、精査をする中で契約をさせていただいたところでございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

◆ 9 番（森山木の実） 慎重にするようにという意見は出たと。何を慎重にしようと、したほうがいいのかという意見だと思いましたか。

● 議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■ 総務課長（高橋博司） 内容につきましては深くは確認しておりませんし、私も把握をしていないところがございますが、町有地の貸付等にあつては慎重にするようにということでの意見だと思います。

● 議長（小林幸雄） 森山議員。

◆ 9 番（森山木の実） 私は、その慎重にというのを今聞いた時に思ったのは、やっぱりこれ、町長と業者の関係のことで慎重にした方がいいんじゃないかという意見だったんじゃないかなと思っています。

このことは本当に配慮が必要だったんだろうなと思いますが、副町長に伺いますが、副町長は町長を補佐する立場ですよね。この問題では当然、町長と協議していると思いますが、住民からの批判や疑問が出ることは想定していなかったのでしょうか。

● 議長（小林幸雄） 和田副町長。

■ 副町長（和田勇人） 先ほど担当課長が経過を申し上げたとおり、手続上の中では、私ども相手方との合意の中でこれを進める契約でありますので、その辺については何の問題もなく過ぎたと思っております。また住民からの問合せ等につきましても、別段私の方へは聞こえてきませんでした。

● 議長（小林幸雄） 森山議員。

◆ 9 番（森山木の実） 聞こえたかどうかではなくて、住民からそういう声上がることは想定しなかったのか、と聞いたんですね。

● 議長（小林幸雄） 和田副町長。

■ 副町長（和田勇人） 想定はしておりません。

● 議長（小林幸雄） 森山議員。

◆ 9 番（森山木の実） 手続はいいんですよね、法令に従ってやっているんですから。手続は何の問題もない。後は、私は道義的な問題というのが少し残るんじゃないかなと。やっぱり、もし私だったら、なるべく公明正大に、透明にものごとを進めていくと思う

んですよ。これをやっぱり、さらっと「手続、法令を順守しているからいいんだよ」ということもあるんでしょうけれども、さらっとね、町有地であのような看板を立て、またブルーシートを掛け、それでも工事が進んでいたという、そういう出来事がある中で、やっぱりいくら法令を順守されていたとしても、やっぱりこの道義的な責任というのが生じてくるような気がするんですけど、町長、どうですかね。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 森山議員さんの、道義的な責任というのは私にはよく分からないんですが、与えられた立場としてですね、説明が充分じゃなかったと言えばそれはある面ではそうだったのかなということは、思える部分があるのかもしれない。しかし道義的な責任という部分では、私はそこまでは思っておりません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） あまり感じていないということですね、あまりというか、全然感じていないということですね、道義的な責任ということはね。

もし私だったらですね、もし私の後援会長が、何か、まあ変ですけど、もし私が町長だったとして、私の後援会長が町有地で何かやろうとした時に、「ちょっと待って」って思うと思うんですよ。だけどこれは、「公明正大に何か募集して、だけど1社だけだったんだよ」と、そういうことをちゃんと町民に説明しながらやっていくと思うんです。で、私は、だからそれを道義的な責任じゃないかなと思って質問したんですが、まあ道義的な責任はないとおっしゃるものですから、町民にも説明していただきたいと思います。

ここまでの答弁を聞いて感じるのは、どうもこの町政は、すごく鈍感じゃないかなと、鈍感だなということを感じてしまうんですけども、例えば町有地において、町長の後援会長の会社に関わる事業で、おまけにブルーシートが掛かったまま進んでいる工事を見れば、普通は町民は何が起こったのかと心配する、それが住民感情だと思うんですよ。常識だと思うんですね。町民の不安など、その思いを、今聞いていると町民の不安というのが受け止められた感じがしないんですね。法令順守だからいいんだ、道義的には責任はないと。だけどこれだけ住民の人が疑問を持っているし、不安にも思っているだろうし、心配している、その思いを受け止める町政であってほしいと思っ

ていますが、このような、二度と疑惑なんか持たれないような行政運営をしていただきたいと思います。で、よく町民にも説明をしてください。

さて、あの土地は、今後どうするんですか。民間による賃貸住宅建設は私も期待しているのですが、あの土地は、また町のものに、誰も借りていない状況ですよ。あの土地は、今後どうするんですか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、当該土地につきましては、今後も賃貸借をしていただける方がいらっしゃれば、賃貸借をしていきたいと思ひますし、条件的に購入をしていただければということがあれば売却もしてまいりたいと思ひますけれども、売却に当たりましては、ああいう市街地の土地でございますので、土地の鑑定評価等を実施する中で公売等で処分をしてまいりたいと思ひております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 最初からそうやって公に募集していけば何も問題はなかったと思うんですけども、もう前の業者さんがやらないとおっしゃるんだったら、ほかにあの土地を借りて、あの賃貸住宅を建ててくれるような人、そういうことで募集する気はありますか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 当該補助金につきましては、実際には借地であっても自己所有地であっても、どちらでもその条件的には問題ない補助金でございます。ですから、その補助金を申請されようとする方がですね、年間 30 万ほどの賃貸借料を払いながらその事業がうまくいくということで、そこに建てたいということであれば、選択をされるでありましょうし、またそれより安価に借りられる土地があったり、自己所有地があるということであれば、そちらの方で起業されるのではないかと思ひますので、セットで、賃貸借のこれから募集といひますか、公にここはお貸しできますよという募集は、していく予定は今のところはございません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） この事業がうまくいくことを願って、私、賛成したんですよ、予算案に。何でこれ、積極的にちゃんと公明正大に募集をかけて、まあ、かけたとおっしゃると思うんですけども、「この土地を使えるよ」と、「貸すことができますよ」、「このいくらから賃貸の、30 万ですか、年間。納めれば、できますよ」、で例えば 4 部屋あるような賃貸住宅だったら、「これこれこうで、これだけ入ってきますよ」みたいな指導をするということは、全然ない。町の事業がうまくいくように、行政も積極的に動かなきゃいけないと思うんですね。思っているのは私だけかもしれないんですけども、そのこのところはどうかお考えでしょうか。これちょっと町長に伺ってみたい。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 森山議員さんが言われますようにですね、私どもも、まさに事業の

立ち上げというのがですね、先ほど森山議員さんもおっしゃったような経緯の中で立ち上げてきているわけですから、多くの、そういった事業をやりたいという部分で積極的に事業を手がけていただける、そういう皆さん方をですね、大歓迎するわけでありまして、決して私どもも手をこまねいて、ただただ待っていたというわけではありませんので、その辺は十分御理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） このままいくと冬に突入して、年度が終わっちゃうんですね、来年すぐね。せっかくこの予算に上げたこの事業が、全然何にもならなかったということにならないようにしてほしいと思うんですけれども。この町有地を本当にただ眠らせておくよりも、生きた使い方をした方がいいというのは共通ですよ。あれ、あ、そうですね。とにかく、公平性を保って、こう、事業を進めていただきたい。

それと、今回のことを今後の行政運営にぜひ生かしていただきたい。町の人にはちゃんと見ている。行政には電話しないかもしれないけれども、議員には電話してくる。私が趣味で通っている所があるんですが、その女性たちからも散々聞かれたことです。「町長の後援会長が、あそこの町有地で工事をしているのか」、私は「それはちょっと待って、調べるから待ってね」と言って答えていないんですけれども、道義的責任は感じておられないということですが、私はこれは本当に配慮しなければいけないことだと思うんです。町長が町長でいらっしゃる限り。どうでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私、もう一つの観点で考える必要もあるんじゃないかなと思うんですね。たまたまそういう、相手方がそういう立場の人だったということで、道義的な責任がどうのこうのという話もありますけれども、むしろ逆にですね、その部分を排除するということが、逆にまた問題になるわけでありまして。今までの普通財産の主要契約においてですね、ここの土地だけじゃなくて町内様々な、多くのいろいろな土地があるわけですね。それはその都度、やっぱり申込みに応じて適正な賃料をいただきながら、有効な活用をしていく、これ、監査委員さんもおいででございまして、普通財産イコール収益的財産なんだよと、しっかりとその辺を有効活用してくださいという、監査、御指摘もいただいているわけでありまして、そしてまた、いわゆる町の将来に向かって、町づくりに向けて、どう活用していくかという観点の中でですね、そういう方法で今事業を立ち上げたわけですから、そんなことでは総合的に更にまた進めてまいりたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 確かにおっしゃるとおりで、「あなただけ駄目よ」とは言えませ

んからね。本当に広く募集して、その方しか来なかったというなら、これはもうすごく納得する、町の人も納得すると思うんです。広く募集した感がないものですから、ホームページありました、チラシ・広報ありました、それからチラシを銀行に置いたとおっしゃっていましたね、そういうこともあったと。そういうこともあるけれども、こう積極的に、例えば広く、こう、どうですかということをもっとちゃんとやって、それでも 1 社しか来なかったというんだったら、本当に町民は納得すると思いますよ。それが感じられないものですから、いろいろと私のところに、ほかの議員のところにも行っていると思いますけれども、電話が来ているわけです。

本当に先ほども言いましたが、これ、いい事業なんですよ。何て言うんですかね、私の知り合いなんですからけれども、町外から来て、若い方なんですけれどもね、町外から来て、住む所がなかったと。一戸借りちゃった、これで、もう町民になっちゃったわけです。それで、もうちょっと小さい所に住みたいなと思っても、若者定住住宅は、もう条件で入れないんですよ、町外からじゃないと。町内からになっちゃったんですね。それで、民間の住宅ができれば嬉しいなという、そんな話を私ともしていたんですけれども、それとか、先ほども言いました、今、障害者の法律、4 月から変わりますね、30 年の。障害者の自立を図るというのがあります。支援を受けながらですけれども、障害者の方が集合住宅に入れると、これはちょっと夢を、希望を持てるわけです。何でかという、集合住宅、障害者の方が一戸建てを借りても除雪なんかできないわけですよ、だから集合住宅だったら何とかなるし、そういうことで話もしていけるかなと思っていました。だからこの事業に関しては、本当に積極的に進めていただきたい。

もし、広く募集して 1 社だけだったとしたら、その方がきちんと、それこそ法令順守して町の人に説明をしながら、また町も説明をしながら、配慮を重ねてこの事業を成功させていきたいと思います。

本当に、今回のことを今後の行政運営に生かしていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

時間がなくなってきましたでしたが、町の公共交通についてです。

これまで何度も何度も、質問・要望・提案、できることは何でもしてきました。少しは利便性がアップしたかなと思いたいところですが、私の場合、使いたいなと思っても、行きはいいけれど、帰りが帰れないなど、そういう状態なんですね。この 1 年間で、公共交通、何か改善した点があれば教えてください。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 公共交通の関係ですので協議会の関係、私の方で携わっておりますので私からお答えさせていただきます。

この 1 年間で何が改善されたかという御質問でございますけれども、一つとしては、長年、議員さんからも要望がありました、信越病院に、バス・デマンドタクシー等の待合所を作らせていただきました。その中で、これについては 1 月からということ今年

度におきましては中の改善等も進めさせていただいております。

もう一つとして、バス路線の関係なんですけれども、停留所の関係でどうしても国道を横断しなければならないというような場所がございます、それにつきまして協議会で検討する中、バス路線の経路を若干変更しまして、国道を横断せずに乗車できるような形に改善させていただいております。

また、鉄路の関係の利用も含めまして、今まで古間駅が非常に乗降に便利だというようなことで、古間駅の利用者が多くございまして、その中で特に体のご不自由な方等も利用されているというようなことでありましたので、駅の駐車を整備をさせていただいて、そのような方が専用に使えりような区画も、設置させていただいております。

また今現在ですけれども、今回、信濃町の公共交通の交通網計画の中で、それぞれの路線バス、それからデマンドタクシー、それから通常の営業タクシー等の利用の方に対して意見調査を、この 12 月に実施してございまして、今後の改善に向けての意見聴取をしておるといふところであります。

また今後の予定としては、黒姫駅のトイレの改修等も含めまして計画に載ってございまして、よろしくごさいます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） その待合所というのは、前に「防空壕（ごう）」と言ったあそこですね。きれいになったのは知っています。

今、意見調査の話が出ましたけれども、乗る人に聞いても、それは乗っているから、それは乗っている人の意見なだけで、「何で乗らないか」の意見調査というのは、しましたか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 実質、昨年度、この公共交通の交通網形成計画の中でアンケート調査をさせていただく中で、利用されていない方の意見等も把握してございまして。

そのような中で、不便さも当然御意見としてあるんですけれども、前回といいますか、議員さんの質問の中でもお答えさせていただいたように、当信濃町につきましては自動車を、かなり台数をお持ちになってございまして、高齢者の方も自分での自家用車での交通が多いというようなことで、実質便利さを求める中では、自家用車に頼るところが多いというようなことであります。

いずれにしてもこの高齢化の時代の中では、路線バス、それからデマンドタクシーの利用をより一層進めたいというようなことで、それらの方たちの意見も今後尊重して取り入れてまいりたいと考えてございまして。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 一昨日でしたか、高齢の方が軽トラで上信越道を逆走してしまったということがありましたけれども、信濃町でもやっぱり、免許返上するというのは、もう本当に、私の知り合いが前に免許返上する時に、ついて行ったんですけれども、本当に何かもう悲しいというか、勇気が要るといふか、大変なことなんです。だからやっぱり自分が出かける時には、ついちょっと車に乗っちゃう。安全に運転していればいいんですけれども、自分は安全なんだけれども例えば私のサイドミラーにバーンとやっちゃったりとかね、いろいろあるんですけれども、やっぱりそのところ、免許返上しても公共交通があるから大丈夫、何かそういうその、希望というようなものを、こう、私たち町民に与えてほしいのですけれども。その、これから先、希望はあるでしょうか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 免許返上者につきましては、公共交通を利用される場合については割引制度というようなことで、その取組も昨年度からさせていただいております。ですから、返上者の方は積極的に利用させていただきたいと私どもも願っております。

ただ、今おっしゃった希望という形の中で、できるだけ多くの方が利用しやすいようなダイヤ体制等も考えておるんですけれども、議員御承知のように、この信濃町、大変広い地区でありますし、また冬季間の積雪地での対応というようなことを考えますと、限られた経路、限られた予算の中で対応をせざるを得ないというようなこともありますので、できるだけその辺を今後協議会の中でも研究してまいりたいと思っています。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 免許を返上して、「じゃあ公共交通使おうかな、路線バスとかデマンドはいいぞ、って聞いているぞ」と。だけど、「乗り方がわからない、どうしたらいいか、登録ってどうするんだ」というお年寄りもいるわけですよ。それを例えば、私、前、皆で乗り方の練習をしようというんで、乗り方の練習をしたことがね、あるんですけれども、町として、乗り方がわからないよという人に対応するようなことは、何かやっていますか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 実際、乗り方の講習等については、協議会として取り組んでおりません。ただ特に、デマンドタクシー・路線バスについては、乗降時に支障を来す方については、これ手助けという形ではちょっと非常に運転手一人だけですので難しいんですけれども、時間をかけてゆっくりと乗車いただくような手立て、あるいは声掛け等はしていただく中で、運転手の皆さんには気を使っているということなので、私どもは聞いております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 運転手さんに気を使わせちゃ、まずいんじゃないんですかね。これ本当はいけないんでしょう、手助けしては。それはやっぱりシステムとして、きちんとしたほうがいいと思うんですね。

今の話なんですけれども、病院に行く方からは喜ばれていると思うんですが、ほかの町民の税金も投入しているわけですから、町民全員が使えるようなことを、まず考えた方がいいと。一斉に乗らなくてもいいですからね。町民のための公共交通ということで。不便だから利用しない、利用しないとますます便利にならない、この悪循環のような気がします。例えば今の町内の、どう乗っていいかわからないという方、これ潜在的な利用者だと思うんですよ。こういう人に対して、もうちょっと親切にですね、本当に実地練習するとすごくよくわかってもらえるので、そういうことを考えていただきたいと思うんです。それは、やっていただきたいという要望です。

それと、隣町では、貨客混載バスというのが走り始めたそうですね。信濃町ではこの貨客混載バスというのは導入しますか。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 隣町での実態もお聞きしておりますし、また現実、見させてもいただきました。隣町の場合については、長野市からの路線バスの経路の中で、一路線その貨客混載バスを利用しているということで、信濃町の手前の輸送社、業者さんのほうまでということでもあります。信濃町の場合については、今の段階、地区的にもほんの一部の部分が運行されるだけです。その辺については貨客混載については今のところ実施する予定はございません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 何か答弁を聞いていると、夢も希望もなくなってきましたが、町としてやっぱり先ほども言いましたけれども、私たち町民が希望を持てるような交通政策を考えていただきたい。「運転免許を返上しても、信濃町にはバスがあるから大丈夫」って、私なんかもこれからどんどん高齢化していくわけなんですけれども、そういうふうに信じていきたいわけですよ。いろいろ制約があつて大変だと思うんですけども、町民の元気な生活のためにも、制約を少しずつ乗り越えて、少しでも利便性をアップしていただくよう要望しまして、時間ですので質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、森山木の実議員の一般質問を終わります。

この際申し上げます。午後 1 時まで休憩といたします。

(午前 11 時 57 分)